

研究委員会運営規程

(目的等)

第1条 この規程は、定款第57条の規定に基づき、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の研究委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

2 研究委員会の存続期間は、2年とする。但し、期間内であっても、目的達成をもって解散とする。

3 2年を越えて、尚継続が必要な場合は、理事会の承認を得る。

(任 務)

第2条 研究委員会の任務は、理事会の諮問に対し、この法人の運営企画に資するため、特に専門的に検討を要する事項について、研究し、答申する。

(構 成)

第3条 委員は、広く専門的知識を有する人から選ぶことができる。

2 任期は2年とし、更新は理事会の承認を得る。

3 研究委員会委員長は、理事会の承認を得て、理事長が指名する。

(経 費)

第4条 研究委員会の業務遂行に必要な経費は、理事会の決議を経て行う。

2 委員にして、この法人の役職員以外の者には、旅費交通費及び報酬を支払う。

3 報酬は、日当として一人1回あたり20,000円を限度として源泉して支払う。

(小委員会)

第5条 研究委員会の目的遂行のため、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会の設置は、理事長に報告の上、研究委員会委員長が決定し、目的達成をもって解散とする。

3 小委員会委員は、研究委員会委員の内から委員長が指名する。

4 小委員会チーフは、小委員会委員の内から委員長が指名する。

(答 申)

第6条 委員長は、研究結果を一定の期間内に、書面をもって理事会に答申するとともに理事会の要請があれば理事会に出席し、答申につき説明しなければならない。

(事務局)

第7条 理事長は、研究委員会に理事会の承認を得て、事務局を置くことができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人自然農法国際研究開発センターの設立の登記の日から施行する。